(案)

〇〇〇〇第〇〇号 平成26年〇月〇日

文部科学大臣 下村博文殿

総合科学技術・イノベーション会議議長 安 倍 晋 三

諮問第4号「ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針について」に対する答申

平成26年10月22日付け(26文科振第300号)諮問第4号「ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針について」は、別紙の理由により妥当と認める。

(別紙)

本諮問は、ヒトES細胞の使用に関する指針を廃止し、基礎的研究目的に限定していたヒトES細胞の樹立を、医療(臨床研究及び治験を含む。)目的でも可能にすることに伴い、ヒトES細胞の基礎的研究目的での使用に関する規定に、医療目的で使用する機関へのヒトES細胞の受け渡しに関する規定を加え、基礎的研究に用いるヒトES細胞の分配機関による分配の規定を移行し、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針(以下、「新指針」という。)を新たに策定するものである。

主な具体的内容は、(1)「臨床利用機関」へのヒトES細胞の分配は、基礎的研究を行っている「使用機関」から行うこと、(2)ヒトES細胞に由来する生殖細胞を「臨床利用機関」に分配しないことである。

これらを妥当であると認めた理由は、以下のとおりである。

新指針には、生命倫理上の観点、医療目的での利用を見据えた観点から適切な 措置が設けられていると考えられる。

【参考】 (1)→事項6、(2)→事項6

(1)「臨床利用機関」へのヒトES細胞の分配は、基礎的研究を行っている「使用機関」 から行うことについて

(第2条、第7条、第32条関連)【事項6】

新指針にいう「臨床利用機関」とは、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」における「再生医療等提供機関」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」における「治験依頼者」及び「治験実施医療機関」を指す。

これら臨床利用機関へのヒトES細胞の分配を、基礎的研究を行う使用機関から行うとしていることは、基礎的研究として非臨床試験が適切に行われたヒトES細胞が医療に用いられることや、ヒトES細胞の2機関間の受け渡しの流れを明確にすること、ヒトES細胞の濫用を防ぐことなどに資するものであり、妥当であると考えられる。

また、臨床利用機関へのヒトES細胞の分配に当たっては、書面で契約を締結し、 基礎的研究の際と同様の倫理的配慮を求めるとともに、無償で分配するとしていることは、ヒトES細胞を誠実かつ慎重に取扱うことにつながるものであり、<u>妥当である</u>。

(2)ヒトES細胞に由来する生殖細胞を「臨床利用機関」に分配しないことについて

(第35条関連)【**事項6**】

再生医療等では生殖細胞は用いられることがなく、臨床利用機関に分配する必要 はないため、<u>妥当である</u>。

(以上)